



ennaときは、 国民年金の届出を！

就職、退職、転職、結婚等により国民年金の加入種別が変更となる場合、そのつど届出が必要となりますので、お忘れなく手続きをお願いします。

種別	こんなとき	変更後の種別	届出先
第1号被保険者	会社や役所に就職したとき	第2号	勤務する事業所
	配偶者の扶養になったとき（婚姻等） （配偶者が第2号被保険者の場合）	第3号	配偶者の勤務する事業所
	保険料を納めるのが困難なとき	/	市役所市民生活課年金係または 各支所・行政サービスセンター窓口
	学生で保険料を納めるのが困難なとき		
	60歳以上等任意加入するとき		
	任意で付加保険料を納めたいとき		
	氏名・住所が変わったとき		
	年金手帳をなくしたとき		
第2号被保険者	会社や役所などを退職したとき		
第3号被保険者	会社を退職し、配偶者の扶養になるとき （配偶者が第2号被保険者の場合）	第3号	配偶者の勤務する事業所
	氏名・住所が変わったとき	/	勤務する事業所
	年金手帳をなくしたとき		
	配偶者が会社や役所などを退職したとき		
第3号被保険者	会社や役所に就職したとき	第2号	勤務する事業所
	第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき （離婚・収入増等）	第1号	市役所市民生活課年金係または 各支所・行政サービスセンター窓口
	氏名・住所が変わったとき	第3号	配偶者の勤務する事業所
	年金手帳をなくしたとき		年金事務所
	な20歳に なった時	学生・自営業・自由業・無職等	第1号
	配偶者の扶養になっているとき （配偶者が第2号被保険者の場合）	第3号	配偶者の勤務する事業所

※手続きには、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合があります。届出先にご確認ください。
 ※国民年金受給者の方で、住所変更が生じた場合も年金の届出が必要になりますので、お忘れなく手続きをお願いいたします。

お問い合わせ 市役所市民生活課 年金係 ☎63-5112 または、各支所・行政サービスセンター年金担当

年金のご相談はこちらへ 平成25年度予約制年金相談所の開設日をお知らせします

会場・時間	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
両津地区公民館 ☎27-4181 午後0時40分～3時			15日		17日		18日		20日				19日
佐渡中央会館 ☎57-2711 午後1時30分～5時		17日		19日		21日		16日		18日		19日	
新穂地区公民館 ☎22-2075 午前9時～11時40分		18日		20日		22日		17日		19日		20日	
小木町商工会 ☎86-2216 午前8時50分～10時50分				20日						19日			

年金相談を受ける際は、事前に電話での予約が必要です。

予約の 連絡先	日本年金機構 新潟西年金事務所 お客様相談室 電話 025-225-3008 ※基礎年金番号をご用意的うえお電話ください。
------------	--

※台風等により佐渡汽船が欠航する場合や、災害などによりやむを得ず開催日や受付時間に変更になる場合もありますのでご了承ください。